令和7年度

国営施設応急対策事業雄国山麓地区 • 国営施設応急対策事業母畑地区

現場技術業務

特別仕様書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

(適用範囲)

第1条 国営施設応急対策事業雄国山麓地区・国営施設応急対策事業母畑地区現場技術 業務(以下「本業務」という。)の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」 (以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事 項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」(平成14年2月6日付け農振第2788号農林水産省農村振興局長通知)別紙 現場技術業務実施要領第3の1監督支援型による業務である。

(目的)

第2条 本業務は、国営雄国山麓土地改良事業計画(国営施設応急対策)及び国営母畑 土地改良事業計画(国営施設応急対策)における工事の設計、監督、関係機関と の協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な 事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

- 第3条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85 条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注し た場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況 を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提 出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行 確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業 務成績評定に厳格に反映させるものとする。
 - (1)審査項目 a) \sim c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
 - (2)審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
 - (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
 - (4) 業務成果品のミス、不備等

(管理技術者)

第4条 管理技術者は、1級土木施工管理技士、農業土木技術管理士、技術士(総合技術監理部門(農業-農業土木、農業-農業農村工学)、農業部門(農業土木、農業農村工学)、シビルコンサルティングマネージャー(農業土木)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年(短大卒18年、高卒23年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。

(現場技術員)

第5条 現場技術員の技術者区分及び資格は、次のいずれかの者とする。

技術者区分	資格
現場技術員(C) 1人	 ・技術士(総合技術監理部門(農業―農業土木、農業―農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目)) ・技術士(農業部門(農業土木又は農業農村工学)又は当該業務に該当する技術部門(選択科目)) ・1級又は2級土木施工管理技士 ・技術士補(農業部門) ・大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。

(配置技術者の確認)

- 第6条 共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。
 - (1) 受注者は、業務計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、 業務組織表を変更する際も同様とする。
 - (2)農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第7条 受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務 計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合 は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(適用する図書)

第8条 本業務の実施に当たっては、次に掲げる図書等を熟知し、遂行しなければならない。

名称	制定(改定)年月
土木工事等の契約図書	_

(工事等の概要)

第9条 本業務を行う工事等の概要は、次表のとおりである。

(1) 工事

<u>/</u>			
工事名	施工場所	工期	工種・概略数等
第1号揚水機場電気設備他改修工事(雄国山麓地区)	福島県喜多方市 塩川町大字中屋 沢地内	R6. 10∼ R8. 2	ポンプ電気設備 1式 電動機 1式 天井クレーン 1式
第2号幹線用水路他改修工事 (仮称) (雄国山麓地区)	福島県喜多方市 塩川町大字中屋 沢地内他	R7.7~ R8.3	ゲート改修 1式バルブ更新 1式
大深沢調整池他附帯施設改修工事(仮称) (雄国山麓地区)	福島県喜多方市 塩川町大字中屋 沢地内他	R7.7~ R8.3	付帯設備補修 1式電気防食1式
千五沢ダム取水設備改修工事 (仮称) (母畑地区)	福島県石川郡石 川町大字母畑地 内	R7. 10∼ R10. 3	取水設備 1式
千五沢ダム取水管理設備改修工 事(母畑地区)	福島県石川郡石 川町大字母畑地 内他	R6. 11~ R9. 3	取水管理システム 1式
千五沢ダム放流設備改修工事 (母畑地区)	福島県石川郡石 川町大字母畑地 内	R6. 7~ R7. 12	放流バルブ 1 式 監理歩廊 1 式
北幹線用水路他改修工事 (仮称) (母畑地区)	福島県石川郡石 川町大字新屋敷 地内他	R7.7~ R8.3	管継手補修 1式 管水路更新 1式

(2)業務

業務名	工期
大深沢調整池附帯施設補足設計業務 (仮称) (雄国山麓地区)	R7. 7∼R8. 2
中央管理所他改修設計業務(仮称)(雄国山麓地区)	R7. 7∼R8. 2
北幹線用水路実施設計 (その3)業務 (仮称) (母畑地区)	R7.7∼R8.2

(3) 事業実施に関する業務

事業実施に関する業務

監督職員が指示する事業に関する業務(雄国山麓地区・母畑地区)

(業務場所)

第10条 業務場所は、阿武隈土地改良調査管理事務所内及び当該事業実施地域内を予 定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。

設計及び関係機関等の調整に関する資料作成等については、受発注者間で協議の上、テレワークにより業務を実施することができる。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

(業務期間)

第11条 業務期間は次のとおりとする。 令和7年4月21日~令和8年3月24日

(業務内容)

- 第12条 本業務に従事する現場技術員は現場技術員(C)とし、その業務内容は次のとおりとする。
 - (1) 設計に関する業務
 - ・設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関す する業務
 - (2) 監督に関する業務
 - ・工事の契約図書で実施方法、出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要 しない業務
 - ・工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務
 - ・工事検査に必要な資料の作成に関する業務
 - (3) 関係機関等との協議に関する業務
 - ・基礎的資料の作成に関する業務
 - (4) 事業実施に関する業務
 - ・基礎的資料の作成に関する業務

(作業上の留意事項)

第 13 条

- (1)通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- (2)業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新 (アップデート) したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。

- (3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用 について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計 変更の対象とする。
- (4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。
 - なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。
- (5) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

(打合せ)

第14条 共通仕様書第1-5条による打合せについて、令和7年4月から令和8年3月 までは毎月1回(合計12回)行うものとし、管理技術者が出席するものとする。 また、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議のうえ、書面等により 行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

(成果物)

- 第15条 成果物の提出は次のとおりとする。
 - (1)業務実施報告書 1式
 - (2) 共通仕様書第 2-4 条から第 2-19 条の規定により実施した業務において作成した資料 1式
 - (3) その他必要な資料 1式

(成果物の提出先)

第16条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市笹谷字稲場 38 - 7 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

(契約変更)

- 第17条 現場技術業務契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 第9条に示す「工事等の概要」に変更が生じた場合。
 - (2) 第10条に示す「業務場所」に変更が生じた場合
 - (3) 第11条に示す「履行期間」に変更が生じた場合
 - (4) 第12条に示す「業務内容」に変更が生じた場合
 - (5) 第14条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
 - (6) 第15条に示す「成果物」に変更が生じた場合
 - (7) その他

(定めなき事項)

第18条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。